

くらしネットワーク

人のうごき 6月16日～7月15日
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

ご結婚	新婦	行政区
新郎	進藤 沙彩	23区
おくりやみ	届出人	行政区
亡き人	歳	
高橋 範子	70歳	高橋 良夫 11区
尾上 尚美	78歳	尾上 アサエ 25区
神原 正人	67歳	本多 綾 11区
植田 豊彦	67歳	植田 晴美 西町3丁目
宮本 兼一	94歳	宮本 信和 新栄
阿部 シズイ	87歳	阿部 庄二 12区
滝本 コユキ	90歳	滝本 泰光 6東区

人口・世帯数 6月末日現在

人口	7,914人 (前月比-19人)
男	3,684人 (前月比-10人)
女	4,230人 (前月比-9人)
世帯数	3,478戸 (前月比-5戸)
出生	3人
死亡	13人
転入	17人
転出	25人

夜間納税と相談の日
8月11日(月)
毎月第2月曜日/17:15~20:00
税務課収納室

企画総務課から

飲んだら乗るな！生涯悔やむ飲酒運転・飲酒事故

飲酒運転が原因の交通事故が増加しています。夏季シーズンは飲酒の機会が多くなります。車を運転する皆さんは、「飲んだら乗るな」をしっかり心に刻み、飲酒運転しないようにしましょう。7月13日、小樽市銭函のドリムビーチを結ぶ海岸道路で、海岸から帰宅途中の29歳と30歳の女性4人が、中型RV車を飲酒運転していた31歳の飲食店従業員にひき逃げされました。この事故で3人が死亡、1人が重傷を負う事故が起きました。道内の交通事故死者数は80人と、昨年比べて10人も増加しています。

す。中でも酒酔い運転が原因の死亡事故が前年に比べて倍増し、歯止めがかかりません(7月16日現在)。

飲酒すると気が大きくなりがち。「酔っていないから大丈夫」と安易に車を運転すると大事故に直結してしまいます。

酒酔い、酒気帯び運転は、道路交通法の改正によって厳罰化されています。加えて刑法改正(昨年12月)によって「危険運転致死傷罪」が新設になりました。飲酒運転によって事故を起こし、人を死傷させた場合、故意(危険を知っていたのに犯した傷害行為)であれば、「自動車運転過失致死傷罪」に比べて2倍以上に厳罰化された罪に問われます。

加害者は、民法上の賠償責任も負います。仕事も、家庭も、名誉も、すべてを失いかねません。

「明るい東川を創る会」の会報について

いわゆる「明るい東川を創る会」などと呼ばれる任意団体は、その名の通りに、町内でこれまでに町内会報たる文書配布、月刊誌への情報提供、地方自治法に基づく北海道への審査請求、また総務省北海道管区行政評価局、北海道に対して会報の送付などを行いました。行政機関たる町は、町行政、町議会に対するたび重なる憶測、いわゆる疑念などの主張に対して真摯(しんし)に対応し、これまで静観してきました。しかし今回、事実とは厳に異なる内容が流布されたことに関し、町として町民の皆さまに正確な情報をお知らせすることと致しました。

また「明るい東川を創る会」たる団体は、北海道に対して地方自治法に基づく審査請求を行っている。▼処分可能な公有財産とは

旧第一分団の消防団庁舎、防火水槽は行政財産のため処分できないものであり、しかも公募でなく特定の個人に処分した方法が違法であると主張しています。そこで公有財産に関してご案内します。公有財産(町の財産)とは、地方自治法で公有財産、物品及び債権並びに基金のことをいいます。役場などがその事務や事業を行うために直接使用する役場庁舎、病院福祉施設、学校、公園などの「行政財産」と、行政財産以外の土地や建物などで、個人の財産と同じように貸し付け、または売却できる「普通財産」に分類できます。

▼契約の方法に問題ないの？

2005(平成17)年度に町が定めた「遊休町有地財産処分に関するガイドライン」を適用しています。

普通財産の処分の際には、隣接する権利関係者に与える影響が大きいため、隣接権利関係者の意向を確認し、購入の希望があれば優

先的に随意契約をすることができるとなっており、これまでも隣接する権利関係者に対して随意契約で財産処分してきた経過があります。

▼30万円以上の随意契約は違法じゃないの？

地方自治法では、随意契約できる場合の要件として9項目定められています。

いわゆる会報では7項目と指摘されていますが、最新の自治法では9項目あり、30万円未満の契約はそのうちの1項目に該当します。その他8項目の要件があり、文書中で指摘の売買は、「競争入札に適さないもの及び時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みのある場合」に該当するものとして認められた契約です。

▼土地の処分であれば建物を壊して売るべきでは？

取り壊し費用が高額で、土地代よりも高くなる場合には、希望により現況処分する場合もあります。旧第一分団庁舎は、取り壊し費用が550万円程度かかることが判明したため、現況処分することが財産処分上有益だったものです。

▼土地代は安すぎるのでは？

別表の東川町内宅地の標準価格推移(北海道基準値)でお分かりのとおり、土地価格は、町内商業地の場合15年前の半値以下になっ

ています。

指摘の土地は、不動産鑑定士による地価調査の結果、売買実例を基に適正な価格で算定しています。地価を比較している道の駅・道草館用地の取得価格(平成4年)・同10年にかけて取得)に比べて低額の処分価格となった点は、地価が下がっているためであることをご理解ください(税務課資料参照)。

税務課から

東川町内宅地の標準価格推移(北海道基準値)

27年度は3年ごとに実施している固定資産の評価替えの年度です。町は現在、評価替えに向けて作業を行っており、その基準となる北海道基準地の町内標準価格の推移をお知らせします。

宅地にかかる固定資産の評価額は、1997(平成9)年度以降、評価替えのたびに下がっています。が、本来の課税標準額に達していない土地はなだらかに税負担を上昇させる負担調整措置がとられています。そのため5%ずつ税負担を上昇させる措置が取られています。町内には現在、北海道地価調査の基準値である宅地が4カ所あり、毎年9月に7月1日現在の価

土地地番	基準地①(住宅地)		基準地②(住宅地)		基準地③(住宅地)		基準地④(商業地)	
	東町1丁目1511番2		西町3丁目260番98		西町8丁目25番12		南町1丁目1360番1外	
住所	東町1丁目5番		西町3丁目12番		西町8丁目2番		南町1丁目2番	
調査年月日(各年1月1日現在)	基準値の1㎡当たりの価格(円)	固定資産税評価額(円、おおむね価格の70%)	基準値の1㎡当たりの価格(円)	固定資産税評価額(円、おおむね価格の70%)	基準値の1㎡当たりの価格(円)	固定資産税評価額(円、おおむね価格の70%)	基準値の1㎡当たりの価格(円)	固定資産税評価額(円、おおむね価格の70%)
平成10年7月1日	24,500	17,134	14,000	9,702	15,200	10,074	50,500	33,890
" 15年7月1日	20,000	14,590	14,000	9,702	15,000	10,070	40,000	26,811
" 20年7月1日	16,500	12,947	13,200	9,702	13,200	9,690	31,100	22,932
" 25年7月1日	12,200	9,769	11,000	8,514	10,500	7,980	20,500	16,893

定住促進課から

▼年金は、夫婦だった期間に応じて分割できます

離婚した時、夫婦間の年金は、厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができます。これを「離婚分割」といいます。年金の制度によって仕組みが違っており、厚生年金制度の合意分割制度(19年4月から実施)、国民年金制度の3号分割制度(20年4月から実施)があります。お問い合わせは旭川年金事務所 ☎72-5004

▼合意分割制度

婚姻期間があった双方からの請求によって、婚姻中の厚生年金記録(標準報酬月額と標準賞与額、保険料納付記録)を分割できる制度です(事実婚を含む)。

双方は、分割すること、その案分割合を合意した上で、年金事務所に厚生年金の分割請求手続きを行います(※1)。

請求は以下の条件すべてに該当することが必要です。

- ①2007(平成19)年4月1日以降に離婚、または事実婚関係を解消している
- ②双方の合意または裁判手続きによって年金の分割割合を定めている
- ③請求期限を経